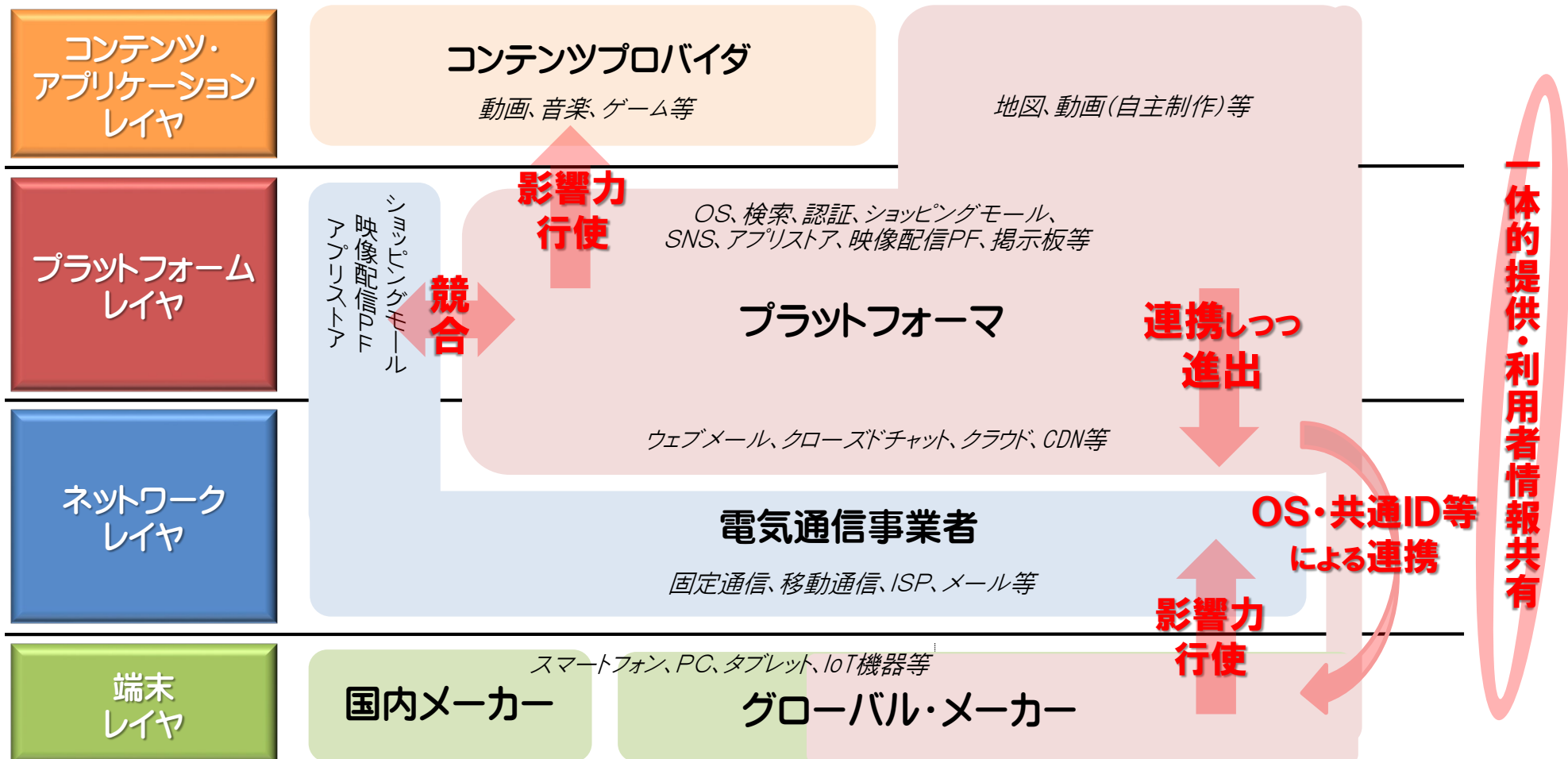


グローバル課題に関するヒアリングの進め方

2019年9月4日

グローバル課題に関する検討WG
プラットフォームサービスに関する研究会
事務局

- プラットフォーマーは、コンテンツ・アプリケーションレイヤやネットワークレイヤ、端末レイヤに進出。レイヤを超えた一体的な役務提供を行うなど、各レイヤへの影響力も拡大。
- ネットワークの仮想化等の進展により、ネットワーク機器の汎用化・ソフトウェアによる制御が進むと、プラットフォームレイヤのネットワークレイヤに対する影響力が更に拡大する可能性があるほか、今後、IoT機器等が増加に伴い、IoT機器のデータ等を集約・分析するプラットフォームサービスの社会的役割は拡大すると考えられる。

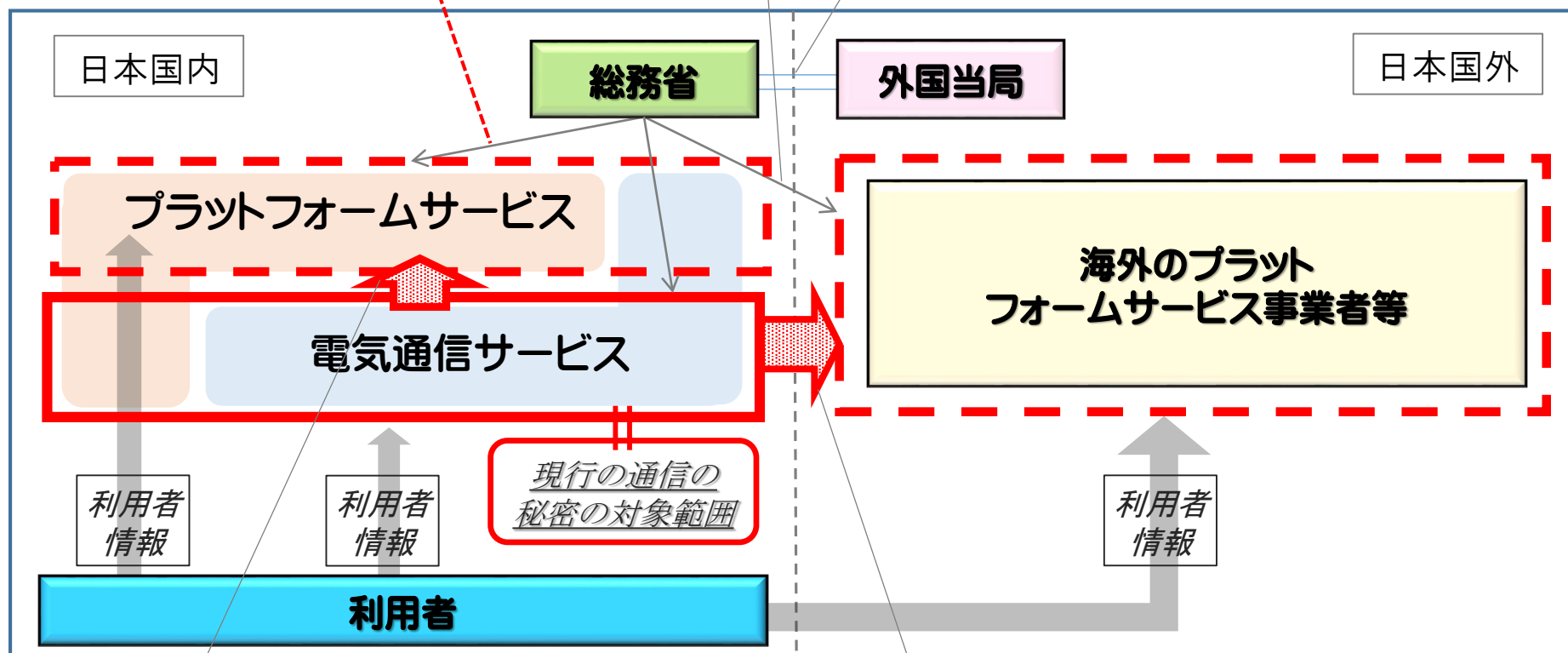


「プラットフォームサービスに関する研究会」中間報告書(2019年3月22日取りまとめ)は、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保に係る政策対応の基本的方向性について、主に以下の4点を整理。

基本的方向性③ 法執行の確実な担保を検討の力点に置き、共同規制的アプローチ^(※)を機能させるための方策を検討

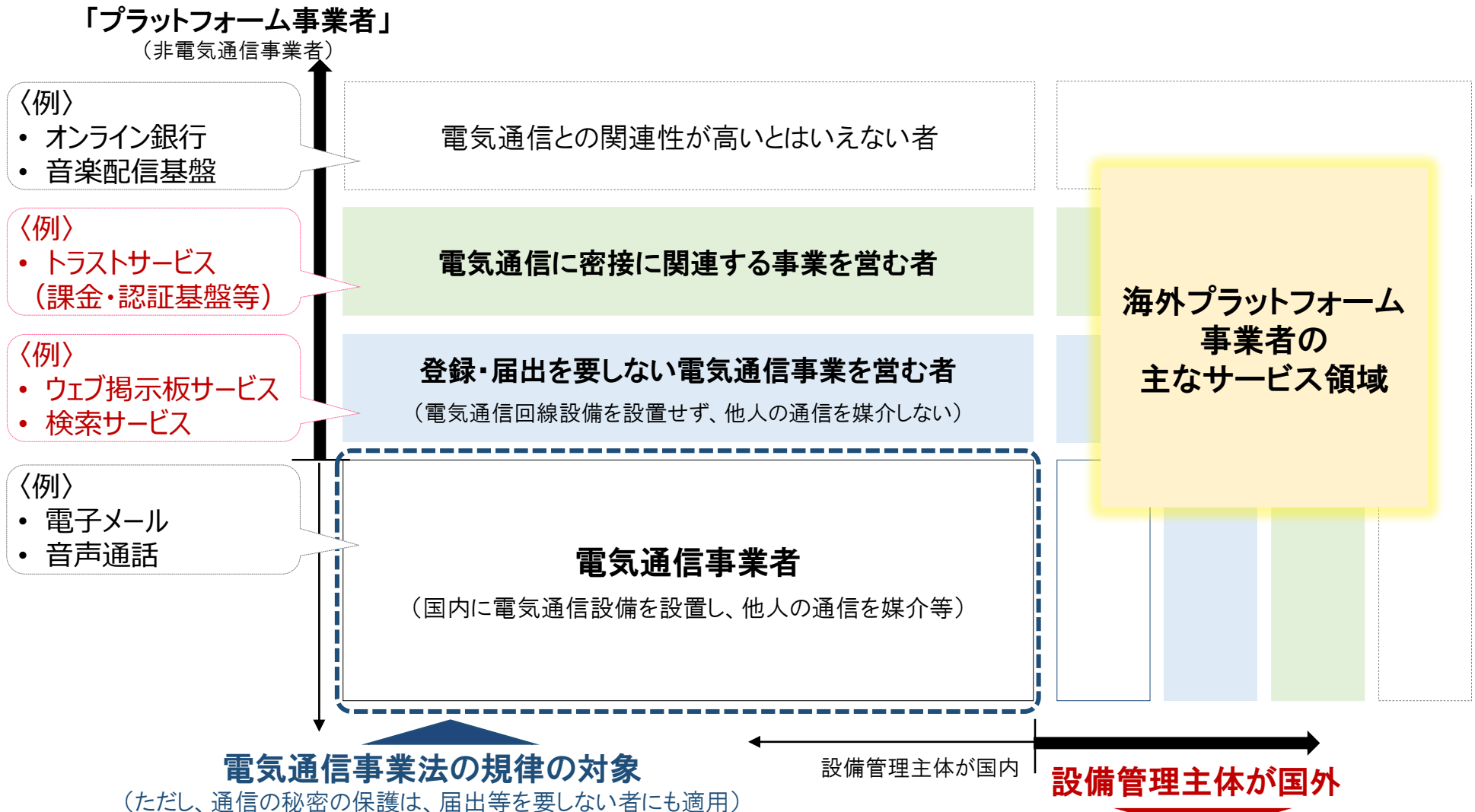
※法的規制と事業者による自主規制のそれぞれの利点を活かす中間的な政策手段

基本的方向性④ EUにおけるeプライバシー規則策定の動き等との国際的な調和



基本的方向性② 環境変化を踏まえた規律(ガイドライン等)の適用対象の見直しを検討

基本的方向性① 電気通信事業法の通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に入れて検討



- ・ 我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対しては、電気通信事業法の適用関係が明確ではなく、利用者利益の確保は提供主体の自主的取組に依る。
- ・ 利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定の適用について検討することが適當。

- 電気通信事業法では、憲法第21条第2項の規定を受けて、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の保護(第4条)が規定されている。(同様に電気通信事業者の取扱中に係る通信の検閲禁止(第3条)も規定されている。)
- 「通信の秘密」は、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーション手段であることから、表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する(プライバシーの保護)趣旨から厳格に保護されており、罰則による担保も存在(第179条)。

日本国憲法

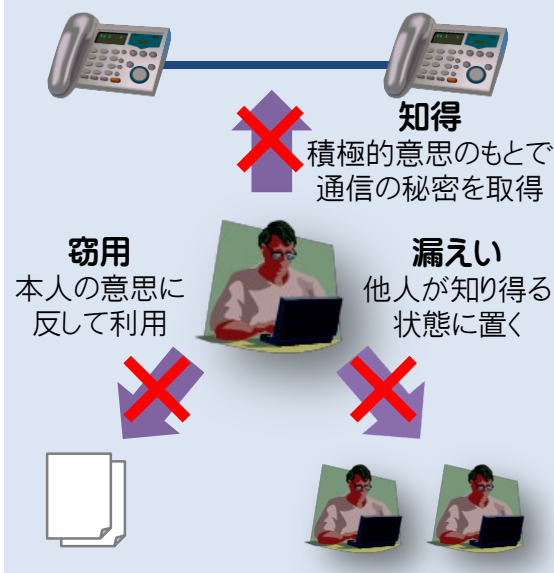
第21条第2項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

電気通信事業法

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第164条第3項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

侵害の類型



侵害に当たらない場合(例)

通信当事者の有効な同意



正当業務行為

通信履歴(ログ)の保存

<目的>
課金、料金請求、苦情対応等



法令行為

裁判官の令状による通信履歴等の

取得・提供



緊急避難等

人命救助のための位置情報の

取得・提供



(参考) 電気通信事業法における事故防止に関する規律

6

	技術基準 (設備の設置関係)	管理規程 (設備の運用関係)	電気通信設備統括管理者 (経営レベルの責任者)	電気通信主任技術者 (現場レベルの監督者)	電気通信事故の報告
回線設置事業者※ ¹	電気通信設備の技術基準 ○設備の損壊・故障対策 ○品質基準 ○通信の秘密 ○他社設備の損傷防止 等 技術基準適合命令	「管理規程」の作成・届出義務 ○設備の管理の方針・体制・方法に関する事項 ○電気通信設備統括管理者の選任に関する事項 変更命令・遵守命令	電気通信設備統括管理者の選任義務 意見尊重義務 解任命令	電気通信主任技術者の選任義務 職務権限の付与義務 講習義務 助言尊重義務等	重大事故の報告義務 ○遅滞なく(30日以内に)、事故の発生日時・場所、概要、理由又は原因、措置模様等を報告 業務改善命令
回線非設置事業者(指定)※ ²	電気通信設備の技術基準 (同上)	「管理規程」の作成・届出義務 (同上)	電気通信設備統括管理者の選任義務 (同上)	電気通信主任技術者の選任義務 (同上)	重大事故の報告義務 (同上)
回線非設置事業者(非指定)	なし	なし	なし	なし	重大事故の報告義務 (同上)

総務省が重大事故の内容を迅速かつ的確に把握することにより、安全・信頼性確保のための事業者の取組についてのP(基準等の策定)・D(基準に基づく事故防止の取組・事故対応)・C(事故原因の分析・再発防止策の検討)・A(再発防止策の実施)をまわすことが可能。

また、事故の報告を受けることにより、利用者からの問い合わせ対応や利用者への周知、事業者との間での情報共有・連携等の対応が可能。

※1 基礎的電気通信役務を提供する回線非設置事業者を含む。

※2 有料かつ大規模(利用者数100万以上)のサービスを提供する回線非設置事業者((株)NTTぷらら、ニフティ(株)、ビッグロブ(株)の3社。)

- サービスが多様化・複雑化し、電気通信事業者と消費者の間の情報の非対称性が拡大したこと等に鑑み、平成15年の電気通信事業法改正において、国民の日常生活に係る役務に関する提供条件の説明義務等の消費者保護ルールを導入。
- その後、料金の低廉化・多様化により利用者が恩恵を受ける一方、消費者保護ルール導入当時の想定以上に提供条件等が複雑化し、既存のルールでは十分に対応できない状況が生じたことから、平成27年、消費者保護ルールを大幅に強化した(例:契約後の書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店への指導等の措置義務を導入)。

契 約 時

提供条件の説明義務



契約書面の交付義務



不実告知等の禁止



勧誘継続行為の禁止



代理店に対する指導等の措置義務

料金、サービス
内容...



× ウソ
× 事実を告げない

× 断ったにも関わらず、
執拗な勧誘

契 約 後

初期契約解除制度

契約書面受領後
8日以内

事業者の合意
なく解約

苦情等の処理義務



苦情・相談

トラブル

業務休廃止時の事前周知義務

※1 役務提供対象者が電気通信事業者である場合は業務休廃止時の事前周知義務のみ、法人(電気通信事業者である者を除く)である場合はそれに加え、苦情等処理義務、不実告知等の禁止、代理店指導等措置義務のみが課せられる。

※2 上記のほか、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保するための販売代理店への届出制度の導入や、自己の名称等を告げずに勧誘する行為を禁止する規定等を整備する電気通信事業法の一部を改正する法律が、2019年5月17日に公布された(未施行)。

本日のヒアリングの進め方

検討事項

電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保の在り方

■ 適用を検討すべき電気通信事業法の規律

- ・ 国外事業者が提供するサービスにおける利用者情報の取扱いや障害の発生等、我が国利用者への影響を踏まえながら、国外事業者に対して適用を検討すべき規律(例:通信の秘密の保護、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故報告義務、事業の休廃止の周知義務等)についてどのように考えるか。

■ 規律の適用対象

- ・ 例えば、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故報告、事業の休廃止の周知義務については全ての電気通信事業者、通信の秘密の保護については全ての電気通信事業者に加え、電気通信回線設備を設置せず電気通信設備を他人の通信の用に供する事業者(例:オンライン検索事業者、EC事業者、オンライン情報提供事業者等)等に適用されている。
- ・ 上記の現行の電気通信事業法における国内の規律対象との整合性に留意しつつ、国外事業者について規律の適用対象とすべき範囲をどのように考えるか。

■ 規律の実効性の確保

- ・ 国外事業者の所在国との関係や国外事業者のグローバルな展開への影響に留意しつつ、規律の実効性をどのように確保すべきか。
- ・ 電気通信事業法の規律の趣旨を維持しつつも、規律の実効性を確保する観点や国内外事業者によるグローバルな展開における負担を軽減する観点から、当局間の対話の促進等、国際的な調和を図る必要性についてどのように考えるか。

ヒアリング対象者

ヤフー(株)、LINE(株) (各10分)

※ 次回以降の合同会合においても関連事業者・団体等のヒアリングを調整中